

第九十九条の二 公売財産（不動産に限る。以下この条、第百六条の二（調査の囑託）及び第百八条第五項（公売実施の適正化のための措置）において「公売不動産」という。）の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を財務省令で定めるところにより陳述しなければ、入札等を行うことができない。

- 一 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号（定義）に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号、第百六条の二及び第百八条第五項において「暴力団員等」という。）であること。
- 二 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

第百条第六項第一号中「この項、第百六条第一項及び第二項（入札又は競り売りの終了の告知等）、第百八条第一項及び第二項並びに第百十四条（買受申込み等の取消し）において」を削り、同項第五号中「国税」を「国税等」に改める。

第百六条の次に次の一条を加える。

(調査の嘱託)

第百六条の二 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

2 税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。

第百七条第一項中「若しくは」の下に「第五項若しくは」を加え、「売却決定の取消し」を「買受代金の納付の期限等」に改め、同条第四項中「公告の日」を「公告等」に改める。

する者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、第百六条の二第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとした者」と」に改める。

第百十三条第一項中「日」の下に「不動産を換価に付するときは、第百六条の二（調査の嘱託）（第百九条第四項（随意契約による売却）において準用する場合を含む。）の規定による調査に通常要する日数を勘案して財務省令で定める日。」を加え、同条第二項中「の一に該当する処分又は行為があつた」を「に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第一号中「（最高価申込者等の決定の取消し）」を「又は第五項（公売実施の適正化のための措置）」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号及び第三号中「とき。」を「場合」に改め、同項第四号中「（売却決定の取消し）」を「（買受代金の納付の期限等）」に、「とき。」を「場合」に改める。

第百八十九条第一項中「前二条」を「第百八十七条又は第百八十八条（罰則）」に改め、同条を第百九十条とする。

第百八十八条の次に次の一条を加える。

第百八十九条 第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）（第百九条第四項（随意契約に

よる売却）において準用する場合を含む。）の規定により陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十五条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第二十一条」を「・第二十一条」に改め、「第三十五条の二」の下に「・第三十五条の三」を加える。

第五条の三第四項第七号ホ中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九条の八中「第三十七条の十四第三十五項及び第三十六項」を「第三十七条の十四第三十一項及び第三十二項」に改め、同条に次の二号を加える。

三 当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の前号イ又はロに掲げる配当等で、当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

四 当該非課税口座に設けられた第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定に係る

非課税口座内上場株式等の第一号イからハまでに掲げる配当等で、当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間に支払を受けるべきもの

第九条の九第二項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

第十条第二項中「平成三十二年及び平成三十三年」を「令和二年及び令和三年」に改め、同条第四項中「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同条第五項中「平成三十二年及び平成三十三年」を「令和二年及び令和三年」に改める。

第十条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同項第一号中「又は同法第十八条第二項ただし書」を「同法第十九条第一項」に、「同項ただし書」を「同項」に、「同条第一項に規定する連鎖化事業（以下この号において「特定連鎖化事業」という。）の同項に規定する加盟者（以下この号において「特定加盟者」という）を「連鎖化事業（同法第十八条第一項に規定する連鎖化事業をいう。以下この号において同じ。）の加盟者（同法第十八条第一項に規定する加盟者をいう。以下この号において同じ）」に改め、「含む。」の下に「又は同

法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者若しくは同項第二号に規定する管理関係事業者（同項に規定する認定管理統括事業者又は同号に規定する管理関係事業者が同法第十八条第二項ただし書に規定する特定連鎖化事業者である場合には、これらの者が行う連鎖化事業の加盟者を含む。）を加え、「又は第二十六条第一項」を「第二十六条第一項又は第三十七条第一項」に、「当該特定加盟者」を「これらの加盟者」に、「の計画に係る」を「又は第三十七条第一項の計画に係る」に、「当該特定連鎖化事業」を「これらの連鎖化事業」に改める。

第十条の三第一項及び第十条の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十条の四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第十条の五第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項第一号口を削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げる金額の合計額

イ 三十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が

当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。）について計画の認定を受けた当該個人の当該計画の認定に係る特定業務施設（以下この号において「移転型特定業務施設」という。）において当該適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数（イにおいて「移転型特定新規雇用者数」という。）がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ 二十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該適用年の新規雇用者総数を控除して計算した数（移転型特定業務施設のみを当該個人の事業所とみなした場合における当該適用年の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から移転型特定業務施設に

において当該適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数を控除した数（口において「移転型非新規基準雇用者数」という。）が零を超える場合には、当該計算した数のうち当該移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数を加算した数）を乗じて計算した金額

第十条の五第二項中「前項第一号ハ」を「前項第一号ロ」に、「三十万円」を「四十万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三項第五号中「第十二号及び第十三号において同じ」を削り、同項第七号口中「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に、「第二条」を「第二条第一項」に改め、同項第十号から第十三号までを削り、同項第十四号を同項第十号とし、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第一項」を「第二項」に、「に規定する事業所得を生ずべき事業を相続又は包括遺贈により承継した者である場合における比較給与等支給額の計算その他同項」を「の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき確定申告書に添付すべき書類その他第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第十条の五の二第一項及び第十条の五の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十条の五の四第一項中「平成三十一年から平成三十三年まで」を「令和元年（平成三十一年一月一日から令和元年十二月三十一日までの期間をいう。以下この章において同じ。）から令和三年まで」に、「（平成三十一年）を」（令和元年）に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第二項中「平成三十一年」を「令和元年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改める。

第十条の五の四の次に次の一条を加える。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の五の四の二 青色申告書を提出する個人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第 号）第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、同法の施行の日から令和四年三月三十一日までの期間（第三項において「指定期間」という。）内に、当該個人の同法第十条第二項に規定する認定導入計画（以下この項及び第三項において「認定導入計画」という。）に記載された機械その他の減価償却資産（同法第二十六条に規定する認定導入計画に

従つて実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するためのものであることその他の要件を満たすものとして政令で定めるものに限る。以下この条において「認定特定高度情報通信技術活用設備」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年（事業を廃止した日の属する年を除く。第三項において「供用年」という。）の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額（次項において「合計償却限度額」という。）以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入した金額が

その合計償却限度額に満たない場合には、当該認定特定高度情報通信技術活用設備を事業の用に供した年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入する金額とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

3 青色申告書を提出する個人で特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十六条に規定する認定導入事業者であるものが、指定期間内に、当該個人の認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該認定導入計画に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の事業の用に供した場合において、当該認定特定高度情報通信技術活用設備につき第一項の規定の適用を受けないときは、供用年の年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の百分の十五に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」とい

う。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の年分の第十条第七項第四号に規定する調整前事業所得税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

5 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、認定特定高度情報通信技術活用設備の償却費の額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価

額は、確定申告書に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

7 その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の四の二第三項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

8 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の五の五を削る。

第十条の六第五項中「平成三十一年」を「令和元年」に、「平成三十三年」を「令和三年」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の三十」に改める。

第十一条第一項の表の第一号の下欄中「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第十一条の二を削る。

第十一条の三第二項中「第十一条第二項」を「前条第二項」に、「第十一条の三第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同条を第十一条の二とする。

第十一条の四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第十一条の四第一項本文」を「第十一条の三第一項本文」に改め、同条を第十一条の三とする。

第十二条第三項及び第十二条の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十三条の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者」を「で障害者」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「「障害者使用機械等」を」「特定機械装置」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）」を「百分の十二」に改め、同項ただし書中「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第二項中「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に改める。

第十三条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十三条の三を削る。

第十四条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第十九条第一号中「第十条の五の五」を「第十条の五の四の二」に改める。

第二十条を削る。

第二十条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「この項から」を削り、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第五項及び第六項を次のように改める。

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限る、適用する。

6 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合に

において、当該相続人が、その死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができ
る者又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないときは、その死亡の日における特定災害防止準備
金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額
に算入する。

第二十条の二に次の二項を加える。

- 7 前項に規定する場合において、同項に規定する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得
税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき
は、その死亡の日における特定災害防止準備金の金額は、当該相続人に係る特定災害防止準備金の金額
とみなす。

- 8 前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告
書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日におけ
る同項の特定災害防止準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の事業所得の金額の計算
上、総収入金額に算入する。

第二章第二節第二款中第二十条の二を第二十条とする。

第二十一条を削る。

第二十条の三第七項中「第二十条第五項」を「前条第五項」に改め、同条第八項中「第二十条第六項」を「前条第六項」に改め、第二章第二節第二款中同条を第二十一条とする。

第二十二条第一項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十四条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第二十五条第一項中「平成三十二年」を「令和五年」に改める。

第二十五条の二第三項中「第六十七条」を「第六十七条第一項」に改める。

第二十六条第二項第一号中「児童福祉法」の下に「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を加える。

第二十八条第一項第三号中「第十二条」を「（昭和四十八年法律第二十六号）第十二条」に改める。

第二十八条の二第一項中「提出するもの」の下に「事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものに限る。」を加え、「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十八条の四第四項中「規定する」を「定める」に改め、同条第六項中「平成三十二年三月三十一

日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第三十条の二第一項中「平成三十二年」を「令和四年」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同条第二項第八号を削り、同項第八号の二を同項第八号とし、同項第八号の三を同項第八号の二とし、同項第十二号を削り、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の二を同項第十号とし、同項第十三号中「開発許可を受けて」を「都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号及び次号において「開発許可」という。）を受けて」に、「都市計画法」を「同法」に、「第八号の二」を「第八号の二」に改め、「又は前号」を削り、同項第十四号中「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「若しくは第十二号」を削り、同項第十五号中「前三号」を「前二号」に改め、同項第十六号中「土地区画整理法」の下に「（昭和二十九年法律第百十九号）」を加え、「第十二号から前号まで」を「前三号」に改め、同条第三項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に、「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同条第四

項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改め、同条第五項中「第二項第十二号から第十四号まで」を「第二項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第七項中「第二項第十二号」を「第二項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第八項中「第二項第十二号」を「第二項第十三号」に改める。

第三十一条の三第一項中「まで」の下に「第三十五条の三」を加える。

第三十三条第一項中「及び第三十五条の二第一項」を「第三十五条の二第一項及び第三十五条の三第一項」に改め、同項第三号の二中「第七十九条第三項」の下に「の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められたこと」を加え、「施設建築物の一部等又は建築施設の部分」を「建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権」に改め、「第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第三号の三中「防災施設建築物の一部等」及び「防災建築施設の部分」の下に「若しくは防災施設建築物の一部についての借家権」を、「第二百三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項中「資産（これらの号）」を「資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権、第四号の場合にあつては同号に規定する権利（第二号から第四号まで）」に、